

## 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」の 審査・調査について

### 1 調査主体について

「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」については、全員協議会で説明を受けた後、「みえ元気プラン（仮称）」の個別施策等については各行政部門別常任委員会で調査を行うものとする。

### 2 今後のスケジュールについて（案）

年 月	県議会	調査内容等
令和3年 12月23日	委員長会議	○「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」の調査の進め方について説明
令和4年 2月14日	全員協議会	○「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」の考え方や政策体系等の説明、「三重県行政展開方針（最終案）」の説明
2月17日	全員協議会	○「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」【概要案】の調査 ※「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」の基本理念、政策展開の基本方向などについての調査
3月11～16日	常任委員会	※「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」の施策概要（関係分）などについて調査
3月22日	全員協議会	※各常任委員会での調査内容の報告を踏まえ、全体協議
3月24日	委員長会議	※全員協議会での協議内容を踏まえ、知事への申し入れ内容について最終調整
3月31日	知事申し入れ	「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」【概要案】に対する知事への申し入れ (正副議長、各常任委員長)

年 月	県議会	調査内容等
令和4年 4月18日	全員協議会	○強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」【最終案】の調査 ※知事への申し入れ内容の反映状況など、全体的な事項について調査
4月19～20日	常任委員会	※「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」の施策概要（関係分）などについて調査
4月22日	全員協議会	※各常任委員会での調査内容の報告を踏まえ、全体協議
4月26日	委員長会議	※全員協議会での協議内容を踏まえ、知事への申し入れ内容について最終調整
4月28日	知事申し入れ	「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」【最終案】に対する知事への申し入れ (正副議長、各常任委員長)
6月3日	本会議	○「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」【議案】の審査 ※知事から議案提案理由について説明
6月3日	全員協議会	○「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」【最終案修正版】の調査 ※知事への申し入れ内容の反映状況など、全体的な事項について調査
6月3日	議案聴取会	※「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」【最終案修正版】への知事への申し入れ内容の反映状況もあわせて聴取
6月8日	本会議	※「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」【議案】を委員会に付託
6月20～23日	常任委員会	※「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」【議案】の審査
6月30日	本会議	「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」【議案】の採決

※前回(令和元年度)と同様に、全員協議会を中心に調査を行う場合を想定

「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」「おおむね10年先～2030年頃」(約5年間～2028年頃)

日	11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		調整スケジュール
	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	調整スケジュール	
1	探検(上層)・特別 学芸(一般)・特別	水	総務子・初級・敬愛 分科会	土	(元日)	土	火	火	金	水	金	水	日	日	水	水	調整スケジュール
2	火	木	一般質問・予決	日		日	水	水	土	火	土	火	月	月	木	木	調整スケジュール
3	水(文化の日)	金		月		月	木	代表者会議	金	日	日	火	火	火	火	金	調整スケジュール
4	木	土		火		火	金		土	金	月	水	水	水	土	土	調整スケジュール
5	金	日		水		水	土		日	日	火	木	木	木	日	日	調整スケジュール
6	土	月	一般質問	木		木	日		月	月	水	水	金	金	月	月	調整スケジュール
7	日	火		火		火	月		火	火	木	木	土	土	火	火	調整スケジュール
8	月	水	一般質問	水	代表者会議(今後のスケジュールについての 説明)	土	火	火	火	火	金	金	日	日	水	水	調整スケジュール
9	火	木		木		日	水	水	水	水	土	土	月	月	木	木	調整スケジュール
10	水	金		金		月	木	木	木	木	日	日	火	火	金	金	調整スケジュール
11	木	土		土		火	金	金	金	金	月	月	水	水	土	土	調整スケジュール
12	金	日		日		水	土	土	土	土	火	火	木	木	日	日	調整スケジュール
13	土	月	予決(要求状況)	月		木	日	日	日	日	水	水	金	金	月	月	調整スケジュール
14	日	火	予決(当初総括的 説明)	火		金	月	月	月	月	木	木	火	火	土	土	調整スケジュール
15	月	水	予決(要項)・敬愛 分科会	水		土	火	火	火	火	金	金	日	日	日	日	調整スケジュール
16	火	木	予決(要項)・敬愛 分科会	木		日	水	水	水	水	土	土	月	月	月	月	調整スケジュール
17	水	金		金		月	木	木	木	木	日	日	火	火	金	金	調整スケジュール
18	木	土		土		火	金	金	金	金	月	月	水	水	土	土	調整スケジュール
19	金	日		日		水	土	土	土	土	火	火	木	木	日	日	調整スケジュール
20	土	月		月		木	日	日	日	日	水	水	金	金	月	月	調整スケジュール
21	日	火		火		金	月	月	月	月	木	木	火	火	土	土	調整スケジュール
22	月	水	代表者会議(調整方 法・日程の協議)	水		土	火	火	火	火	金	金	日	日	日	日	調整スケジュール
23	火	木	予決(採決)	木		日	水	水	水	水	土	土	月	月	月	月	調整スケジュール
24	水	金		金		月	木	木	木	木	日	日	火	火	金	金	調整スケジュール
25	木	土		土		火	金	金	金	金	月	月	水	水	土	土	調整スケジュール
26	金	日		日		水	土	土	土	土	火	火	木	木	日	日	調整スケジュール
27	土	月		月		木	日	日	日	日	水	水	金	金	月	月	調整スケジュール
28	日	火		火		金	月	月	月	月	木	木	土	土	火	火	調整スケジュール
29	月	水		水		土	火	火	火	火	金	金	日	日	日	日	調整スケジュール
30	火	木		木		日	水	水	水	水	土	土	月	月	月	月	調整スケジュール
31	水	金		金		月	木	木	木	木	日	日	火	火	土	土	調整スケジュール



予算決算常任委員会の活動フロー（令和3年度）

		令和3年				令和4年
		5月会議 (R3.5.18)	6月定例会会議 (R3.6.2~6.30)	9月定例会会議 (R3.10.6~11.1)	11月定例会会議 (R3.11.22~12.23)	2月定例会会議 (R4.2.17~3.24)
予算編成 の審査 →議案決定	<p>修正予算案 分科会審査・報告 →採決 (R3.5.7)</p> <p>分科会審査・報告 →採決 (R3.5.27)</p>	<p>修正予算案 分科会審査・報告 →採決 (R3.6.7)</p> <p>分科会審査 (R3.6.18~23.28)</p> <p>分科会報告 採決 (R3.6.28)</p>	<p>修正予算案 分科会審査・報告 →採決 (R3.8.3)</p> <p>分科会審査・報告 →採決 (R3.8.11)</p> <p>分科会審査・報告 →採決 (R3.8.27)</p> <p>分科会審査・報告 →採決 (R3.9.27)</p>	<p>修正予算案 分科会審査・報告 →採決 (R3.10.13)</p> <p>分科会審査 (R3.10.21.26)</p> <p>分科会報告 採決 (R3.10.29)</p>	<p>修正予算案 分科会審査・報告 →採決 (R3.11.26)</p> <p>分科会審査 (R3.12.15~20)</p> <p>分科会報告 採決 (R3.12.22)</p>	<p>当初予算及び補正予算案 総括質疑(TV中継) (R4.3.10)</p> <p>↓</p> <p>分科会審査 (R4.3.11~16)</p> <p>↓</p> <p>分科会報告 採決 (R4.3.22)</p>
所管事項調査 →審査方向の 説明	<p>互選委員会 正副委員長の互選 →議案の選任 (R3.5.18)</p>	<p>三重県財政の現状 (R3.6.28)</p>	<p>(令和3年版成果レポート(案)) (R3.7.13)</p> <p>↓</p> <p>(知事への申し入れ) (R3.8.2)</p>	<p>当初予算編成に向けての 基本的な考え (R3.11.29)</p> <p>分科会調査(単独開催) ↓(R3.11.30~12.1)</p> <p>分科会報告 (R3.12.2)</p> <p>↓</p> <p>当初予算要求状況 (R3.12.13)</p> <p>(12.14 総括的質疑) 分科会調査 ↓(R3.12.15~20)</p> <p>分科会報告 (R3.12.22)</p>		
決算認定議案 の審査 →議案・附議			<p>企業会社決算 補充説明、(総括質疑) ↓(R3.10.20)</p> <p>分科会審査 (R3.10.21.26)</p> <p>分科会報告 採決 (R3.10.29)</p>	<p>一般・特別会社決算 補充説明 ↓(R3.11.1)</p> <p>総括質疑(TV中継) ↓(R3.11.10)</p> <p>分科会審査(単独開催) ↓(R3.11.11.16)</p> <p>分科会報告 採決 (R3.11.17)</p>		
執行部の動き		<p>令和3年版成果レポート(案) (全員協議会R3.6.2)</p>	<p>申請書に対する回答 (全員協議会R3.10.6)</p>	<p>令和4年度行政機関附方針 (暫定指) 予算編成方針 (全員協議会R3.11.12)</p>		<p>(令和4年度行政機関附方針の確定)</p>

※当初予算編成及び一般会計・特別会計決算審議以外の総括質疑の委嘱については、その都度理事委員会において協議

# 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 活動計画 (実績) 書 (令和3年5月～令和4年5月)

令和3年12月23日現在

## 1 所管調査事項

- ・行財政の運営について
- ・地域振興の推進について
- ・スポーツの振興について

- ・県南部地域の活性化について
- ・デジタル社会の形成について

## 2 重点調査項目

- (1) 行財政改革取組について
- (2) 交通政策について
- (3) スポーツの推進について
- (4) 南部地域の活性化について
- (5) 社会全体のDXの推進について

## 3 活動計画表

重点調査項目	令和3年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月	4月	5月
(1) 行財政改革取組について	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	予決分科会 補正予算 (6/7)	県内調査 (7/28)	予決分科会 補正予算 (8/3)	予決分科会 補正予算 (9/27)	予決分科会 補正予算 (10/13)	予決分科会 令和2年度歳入歳 出決算(11/16)	予決分科会 所管事項の調 査(当初予算編 成に向けての 基本的な考え 方)(12/1)	県外調査 (1/27 ~ 28)		常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等	常任委員会 所管事項の 調査(4/●)	
(2) 交通政策について													
(3) スポーツの推進について													
(4) 南部地域の活性化について	予決分科会 補正予算 (5/27)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/21, 23)		予決分科会 補正予算 (8/11, 27)									
(5) 社会全体のDXの推進について		予決分科会 補正予算 (6/28)											
執行部の主な予定		令和3年版 成果レポート (案)					一般会計、特別会 計決算 令和4年度行政展 開方針(暫定版)	当初予算要求 状況		当初予算案 「強じんな美 し国ビジョン みえ(仮称)」、 (概要案)、 「みえ元気ブ ラン(仮称)」 (概要案)	令和4年度行 政展開方針	「強じんな よし国ビジ ョンみえ (仮称)」 (最終案)、 「みえ元気 プラン(仮 称)」(最終 案)	

## 4 県内外調査について

- (1) 県内調査
  - 7月28日(水) (日帰り) 県営スポーツ施設の整備状況(三重交通G スポーツの杜 鈴鹿)やDXの推進に関する取組等(桑名市議会)について調査を行った。
  - 8月5日(木) (日帰り) 公共交通空白地域の解消に向けた取組(紀北町議会)や東紀州地域での観光振興の取組(一般社団法人東紀州地域振興公社)について調査を行った。
- (2) 県外調査
  - 1月27日(木) ~ 28日(金) (1泊2日) 九州方面にて、AI活用型ダイヤモンドバス、AI・IoT技術の活用推進等について調査を行う。

戦略企画雇用経済常任委員会 活動計画 (実績) 書 (令和3年5月～令和4年5月)

令和3年12月23日現在

1 所管調査事項

- ・ 県政の総合企画調整について
- ・ 雇用対策について
- ・ エネルギー政策について
- ・ 産業振興 (農林水産業を除く。) について
- ・ 国際交流及び観光の振興について
- ・ 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

2 重点調査項目

- (1) 県立大学の設置について
- (2) 県の施策とSDGsとの整合性について
- (3) 働き方改革の推進について
- (4) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について
  - ① 観光振興について
  - ② 中小企業・小規模企業の復興と振興

3 活動計画表

重点調査項目	令和3年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 県立大学の設置について	常任委員会 所管事項 説明 (5/24)	予決分科会 補正予算等 (6/7)	県内調査 (7/28)	予決分科会 補正予算等 (8/3)	予決分科会 補正予算等 (9/22)	常任委員会 議案の審査、 所管事項 予決分科会 補正予算等 (10/13, 21, 25)	予決分科会 令和2年度歳入歳出 決算 (11/11)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 補正予算等 (12/15, 17)	県外調査 (1/27～ 28)		常任委員会 議案の審査、 所管事項 の調査 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/11, 16)	常任委員会 所管事項の調 査 (4/●)	
(2) 県の施策とSDGsとの整合性について		常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/18, 22)	予決分科会 補正予算等 (8/4)	予決分科会 補正予算等 (8/27)			予決分科会 補正予算等 (11/26)						
(3) 働き方改革の推進について	予決分科会 補正予算等 (5/27)	予決分科会 補正予算等 (6/28)					予決分科会 所管事項の調査 (当 初予算編成に向けて の基本的な考え方) (11/30)						
(4) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について		令和3年版 成果レポート (案)					一般会計・特別会計 決算 令和4年度行政展開 方針 (暫定版)	当初予算要求 状況		当初予算案 「強じんな美 し国ビジョン みえ (仮称)」 (概要案)、 「みえ元気プ ラン (仮称)」 (概要案)	令和4年度 県政展開方 針	「強じんな美 し国ビジョン みえ (仮称)」 (最終案)、「み え元気プラン (仮称)」(最終 案)	
① 観光振興について													
② 中小企業・小規模企業の復興と振興													
執行部の主な予定													

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
  - 7月28日 (水) (日帰り) SDGsのモデル事業 (いなべ市役所)、持続可能な社会を目指した取組 (国際環境技術移転センター) について調査を行った。
  - 8月4日 (水) (日帰り) 新型コロナウイルスの影響を受けた観光業の現状 (鳥羽市観光協会)、DMOと連携した産業・観光トータルプロジェクトの取組 (明和町役場) について調査を行った。
- (2) 県外調査
  - 1月27日 (木) ～28日 (金) (1泊2日) 関西方面にて、県立大学の設置、就業支援の取組等について調査を行う。

環境生活農林水産常任委員会 活動計画 (実績) 書 (令和3年5月～令和4年5月)

令和3年1・2月23日現在

1 所管調査事項

- ・生活文化行政の推進について
- ・環境保全の推進について
- ・廃棄物対策について
- ・農業の振興対策について
- ・林業の振興対策について
- ・水産業の振興対策について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症による影響と今後の対策について
- (2) 脱炭素社会について
- (3) 豚熱及び獣害への対応について
- (4) 三重県産材の利用促進について
- (5) 漁場環境の変化への対応について

3 活動計画表

重点調査項目	令和3年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症による影響と今後の対策について (2) 脱炭素社会について (3) 豚熱及び獣害への対応について (4) 三重県産材の利用促進について (5) 漁場環境の変化への対応について	常任委員会 所管事項 説明 (5/25)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等  予決分科会 補正予算等 (6/18, 22)	県内調査 (7/28)	県内調査 (8/4)		常任委員会 議案の審査、 所管事項 の調査等  予決分科会 補正予算等 (10/22, 26)	予決分科会 令和2年度歳入歳出 決算(11/16)、 補正予算(11/26)、 所管事項の調査(当 初予算編成に向けて の基本的な考え方) (11/30)	常任委員会 議案の審査、 所管事項 の調査等  予決分科会 補正予算等 (12/15, 17)		県外調査 (2/2～4)	常任委員会 議案の審査、 所管事項 の調査等  予決分科会 当初步算、 補正予算等 (9/11, 15)	常任委員会 所管事項 の調査(4/●)	
執行部の主な予定		令和3年版 成果レポート (案)					一般会計・特別会計 決算 令和4年度行政展開 方針(暫定版) 当初予算編成に向け ての基本的な考え方	当初予算要 求状況		当初予算案 「強じんな美 し国ビジョン」 みえ(仮称)」「 概要案)、 「みえ元氣プ ラン(仮称)」 (概要案)	令和4年度 行政展開方 針	「強じんな 美し国ビジ ョンみえ (仮称)」「 概要案)」「 みえ元氣プ ラン(仮称)」 (最終案)	

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
  - 7月28日(水)(日帰り) 豚熱、県産材活用、脱炭素事業の取組(中央家畜保健衛生所、ヴィンソン多気株式会社、株式会社大栄工業)等について調査を行った。
  - 8月4日(水)(日帰り) 水産業、文化施設、豚熱の取組(水産研究所鈴鹿水産研究室、パラミタミュージアム、有株式会社松業ビッグファーム)等について調査を行った。
- (2) 県外調査
  - 2月2日～4日(2泊3日) 九州方面にて、県産材の活用や漁場の再生、獣害に対する取組、お茶のブランドインディング構築等について調査を行う。



医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動計画（実績）書（令和3年5月～令和4年5月）

令和3年12月28日現在

1 所管調査事項

- ・ 医療及び介護行政の推進について
- ・ 保健衛生行政の推進について
- ・ 子ども及び青少年の育成について
- ・ 社会福祉及び社会保障の推進について
- ・ 病院事業の運営について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療を含めた地域社会への影響について
- (2) ひきこもりの支援について
- (3) 障がい者スポーツの推進について
- (4) 子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりについて

3 活動計画表

重点調査項目	令和3年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療を含めた地域社会への影響について	常任委員会 所管事項説明 (5/25)	予決分科会 補正予算等 (6/7)	県内調査 (7/29)	予決分科会 補正予算等 (8/3)		常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (10/22, 26)	予決分科会 令和2年度 歳入歳出決算 (11/16) 補正予算等 (11/26)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/15, 17)	県外調査 (1/26～27)		常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/11, 15)	常任委員会 所管事項の 調査(4/●)	
(2) ひきこもりの支援について	予決分科会 補正予算等 (5/27)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/18, 22)		県内調査 (8/5)			所管事項の調査 (当初予算 編成に向けて の基本的な考 え方) (11/30)						
(3) 障がい者スポーツの推進について				予決分科会 補正予算等 (8/27)									
(4) 子ども豊かな育ちを支える地域社会づくりについて													
執行部の主な予定		令和3年版 成果レポート (案)				企業会計決算	一般会計・ 特別会計決算 令和4年度 行政展開方針 (暫定版) 当初予算編成 に向けての基 本的な考え方	当初予算要求 状況		当初予算案 「強じんな美 し国ビジョン みえ(仮 称)」、「概要 案」、「みえ元 氣プラン(仮 称)」、「概要 案)」	令和4年度 行政展開方針	「強じんな美 し国ビジョ ンみえ (最終案)」、 「みえ元氣 プラン(仮 称)」、「最終 案)」	

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
  - 7月29日(木)(日帰り) 家族介護者、とりわけヤングケアラーに対する支援の取組(名張市議会)について調査を行った。
  - 8月5日(木)(日帰り) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等への保健所の対応状況(津保健所)やひきこもり支援の取組(いなべ市議会)について調査を行った。
- (2) 県外調査
  - 1月26日～27日(1泊2日) 中国方面にて、ひきこもり支援や新型コロナウイルス感染症への対応、障がい者スポーツの推進等について調査を行う。

# 防災県土整備企業常任委員会 活動計画 (実績) 書 (令和3年5月～令和4年5月)

令和3年12月23日現在

## 1 所管調査事項

- ・危機管理及び防災対策の推進について
- ・都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- ・公共土木施設の整備・維持管理について
- ・公営企業（病院事業を除く。）の運営について

## 2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る危機管理について
- (2) 防災・減災対策について（※防災対策部関係及び県土整備部の「『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』5年後の達成目標」を含む。）
- (3) 建設産業の活性化について
- (4) RDF 焼却・発電事業の総括について

## 3 活動計画表

重点調査項目	令和3年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る危機管理について	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 (6/21, 23)	県内調査 (7/30)	県内調 査 (8/4)		常任委員会 所管事項の 調査、 議案の審査 等 (10/21, 25)	予決分科会 令和2年度歳入 歳出決算、所管 事項の調査 (11/11)	予決分科会 令和4年度当初予 算編成に向けての 基本的な考え方 (12/1)	県外調査 (1/26～ 28)		常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等  予決分科会 当初予算、補 正予算等 (3/14, 16)	常任委員会 所管事項の 調査(4/●)	
(2) 防災・減災対策について(※)		予決分科会 補正予算等 (6/23)				予決分科会 補正予算、議案 の審査(11/26)							
(3) 建設産業の活性化について													
(4) RDF 焼却・発電事業の総括について													
執行部の主な予定		令和3年版成 果レポート (案)					企業会計決算 一般会計・特別 会計決算 令和4年度行政 展開方針(暫定 版) 当初予算編成に 向けての基本的 な考え方	当初予算要求状況 (12/16, 20)		当初予算案 「強じんな 美し国ビジ ョンみえ(仮 称)」、「概要 案」、「みえ 元氣プラン (仮称)」 (概要案)	令和4年度 行政展開方 針	「強じんな 美し国ビジ ョンみえ (最終案)」、 「みえ元氣 プラン(仮 称)」(最終 案)	

## 4 県内外調査について

- (1) 県内調査
  - 7月30日(金)(日帰り) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による県土整備部による県土整備部(紀北町、紀宝町、紀伊半島大水害から10年の復興の歩みと、今後の課題、全国の自治体に先駆けて導入したタイムラインの取組(紀宝町役場)について調査を行った。
  - 8月4日(木)(日帰り) 平成30年度みえの防災大賞、令和元年度第24回防災まちづくり大賞受賞の取組(南伊勢高校南勢校舎)、国道23号中勢バイパスの施工状況と意義(鈴鹿市内)、正確な情報に基づき適切な避難行動(津地方気象台)について調査を行った。
- (2) 県外調査
  - 1月26日(水)～28日(金)(2泊3日) 東北方面と関東方面にて、防災・減災対策、インフラDX等について調査を行う。

教育警察常任委員会 活動計画 (実績) 書 (令和3年5月～令和4年5月)

令和3年12月23日現在

1 所管調査事項

- ・ 学校教育の充実について
- ・ 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- ・ 警察の組織及び運営について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について
- (2) 県立高等学校の活性化について
- (3) 外国人児童生徒の学びの充実について
- (4) サイバー犯罪対策と交通安全対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和3年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について (2) 県立高等学校の活性化について (3) 外国人児童生徒の学びの充実について (4) サイバー犯罪対策と交通安全対策について	常任委員会 所管事項 説明 (5/24)	常任委員会 所管事項の 調査 (6/21, 23) 予決分科会 補正予算等 (6/21)		県内調査 (8/4～5) 常任委員 会 議案の審 査 (8/27)		常任委員会 議案の審査、請 願の審査、所管 事項の調査等 予決分科会 所管事項の調 査 (10/21, 25)	予決分科会 令和2年度歳入 歳出決算、所管 事項の調査 (11/11) 予決分科会 補正予算、議案 の審査 (11/26)	予決分科会 当初予算編成 に向けての基 本的な考え方 (12/1) 常任委員会、所 管事項の調査 等 予決分科会 補正予算等 (12/16, 20)	令和4年 県外調査 (1/25 ～ 27)		常任委員会 議案の審査、調 査等 予決分科会 補 正 予 算 等 (3/14, 16)	常任委員会 所管事項の 調査 (4/●)	
執行部の主な予定		令和3年版 成果レポート (案)					一般会計、特別 会計決算 令和4年度行政 展開方針(暫定 版) 当初予算編成に 向けての基本的 な考え方	当初予算要求 状況		当初予算案 「強じんな 美し国ビジ ョンみえ (仮称)」、 「みえ元氣 プラン(仮 称)」(概要 案)	令和4年度行 政展開方針	「強じんな 美し国ビジ ョンみえ(仮 称)」、「最終 案」、「みえ 元氣プラン (仮称)」 (最終案)	

4 県内外調査について

- (1) 県内調査  
8月4日(水)～5日(木)(1泊2日) 小中学校におけるICTを活用した教育の推進(津市立明小学校、松阪市立飯高中学校)、高等学校における外国にルーツのある生徒への支援(県立飯野高等学校)、特別支援学校におけるキャリア教育(県立松阪あゆみ特別支援学校)、老朽化した警察署の施設整備等(尾鷲警察署)について調査を行った。
- (2) 県外調査  
1月25日(火)～27日(木)(2泊3日) 四国方面及び中国方面にて、県立の夜間中学や中高一貫教育校、犯罪被害者支援の取組、大規模災害発生時の災害警備活動等について調査を行う。

## 特別委員会活動計画（実績）書

### 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会（令和3年5月～令和4年3月）

令和3年12月23日現在

1 所管調査事項

- ・様々な差別の解消に向け、既存の条例との整合を図りながら、新たな条例制定も視野に入れ、調査・検討を行うこと。

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関わる差別等、インターネットによる人権侵害、部落差別、女性・性に関する差別、外国人に対する差別などの近年問題となっている様々な差別の実態を調査すること。
- (2) 「人権が尊重される三重をつくる条例」及びそれに基づく県の人権施策の検証を行うこと。
- (3) 差別解消に関する条例や法律、他都道府県の差別解消に関する条例を調査すること。
- (4) (1)～(3)を踏まえ、条例の在り方を検討すること。

3 活動計画表(案)

重点調査項目	令和3年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
上記2のとおり <調査方法> ○当局からの説明聴取 ○条例・法令・他都道府県の条例の調査 ○参考人招致 ○県内外調査 ○委員間討議など	委員会(5/31) 条例の在り方に係る委員意見の発表 活動計画の検討	委員会(6/15) 条例の方向性及び論点の検討	委員会(7/9) 条例の方向性及び論点の検討	委員会(8/19) 条例案素案の検討	委員会(9/2) 条例案素案の検討 委員会(9/9) 条例案素案の検討 委員会(9/15) 条例案素案の検討 委員会(9/30) 会派意見を踏まえた条例案素案の検討	一般会計・特別会計決算 令和4年度経営方針(案) 当初予算編成に向けての基本的な考え方	委員会(11/17) 関係団体・機関からの意見聴取の決定	委員会(12/3) 執行部からの意見聴取 委員会(12/7) 執行部意見への対応の検討 委員会(12/13) 執行部意見及び関係団体・機関意見への対応の検討 委員会(12/21) 条例案中間案の検討	委員会 条例案中間案の検討・決定	委員会 パブリックコメント	委員会 パブリックコメント 委員会(12/21) 条例案中間案の検討 委員会(12/21) 条例案中間案の検討	令和4年度経営方針

4 県内外調査について  
実施なし

特別委員会活動計画（実績）書

花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会（令和3年5月～令和4年10月）

令和3年12月23日時点

1 所管調査事項

・ アクターコロナを見直し、花や木で美しい三重のまちづくりを進めていくこと等により、心身ともに健やかな県民の暮らしを実現するための条例の策定に向け、調査・検討を行うこと

2 重点調査項目

・ 花や木に関する生涯から生活環境の美化、まちづくり等における活用までの実態調査をすとともに、花や木をきっかけに人と人がつながり合う、実効性のある条例案の検討を行う。

3 活動計画表

重点調査項目	令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月	
上記2のとおり		委員会設置 5/31委員会 重点調査項目及び活動計画の検討	6/28委員会 当局からの説明聴取 委員会検討	7/7委員会 参考人招致 委員会検討 県内調査 7/14				11/4委員会 法令・条例の調査 委員会検討	12/7委員会 参考人招致 委員会検討 12/21委員会 条例案の方向性の整理 委員会検討	委員会 条例案の方向性の整理 必要な調査 委員会検討	委員会 条例案の方向性の整理 必要な調査 委員会検討 必要に応じて県内外調査	委員会 条例案の検討 必要な調査 委員会検討	
調査方法													
○当局からの説明聴取													
○法令・条例の調査													
○参考人招致													
○県内外調査													
○委員会検討													
など													
	令和4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月	
	委員会 条例案の検討 委員会検討	委員会 条例案の検討 当局・関係者意見聴取 委員会検討	委員会 条例案の検討 委員会検討		委員会 条例案の検討 委員会検討	委員会 条例案の取りまとめ・提出 提出前に全員協議会で説明 委員長報告	(条例成立)						
	必要に応じて県内外調査			パブリックコメント									

4 県内外調査について

- (1) 県内調査  
令和3年7月14日（水）（日帰り）市民の方と協働した花に関する取組（熊野市役所、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所熊野維持出張所）などについて調査を行った。
- (2) 県外調査  
必要に応じて、1泊2日以内の行程で1回実施する。



## 委員会へのオンラインによる参考人招致について

### 1 発言要旨

「委員会へのオンラインによる参考人招致については、地方自治法がネックになっているが、実情に合った形に法改正していただくよう、県議会としてアクションを起こすべき時期ではないかと思うので、正副議長はじめ皆さんで一度ご検討いただきたい」(R3.10.29 委員長会議)

〈地方自治法〉

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2～4 (略)

5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

6～9 (略)

(公聴会及び参考人の出頭)

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

〈三重県議会委員会条例〉

(参考人)

第26条の2 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

### 2 従来からの整理

参考人からの意見を聴く場合、地方自治法の「出頭」との表現(規定)から、オンラインでの聴取はできないと考えられる。

また、令和2年11月6日に開催した代表者会議で「三重県議会委員会条例の一部改正(素案)」について協議した際、地方自治法の解釈上、「委員会の参考人招致はオンラインの対象外」と確認している。(代表者会議資料：資料3—2)

### 3 総務省の考え方

令和3年7月に全国都道府県議会議長会事務局が取りまとめた資料の中で、次のとおり総務省の見解が示されている。

#### (総務省の見解)

委員会において、参考人の意見を聴く方法については、地方自治法第109条第5項で準用する地方自治法第115条の2第2項において、「出頭を求め…」とされているところ、委員会活動における事実上の参考人に対して、出頭を求める以外の方法により意見を聴くことを妨げるものではない。

#### (全国都道府県議会議長会事務局の見解)

総務省の見解として「委員会活動における事実上の参考人に対して、出頭を求める以外の方法により意見を聴くことを妨げるものではない」とあり、委員会活動として「事実上の参考人」のオンラインでの参加を許容しているが、地方自治法第115条の2の規定に基づく正式な参考人招致と位置づけるまでには至っておらず、全国都道府県議会議長会事務局としても、引き続き法解釈の確認中の段階にある。

### 4 今後の対応案

- (1) 現時点では、総務省の法解釈上、正式な参考人招致は困難なため、委員会活動として「事実上の参考人」からオンラインで意見を聴くことを可能とする。

#### 〈具体的対応〉

参考人からの意見聴取は、地方自治法上の「出頭」によることを原則とするが、総務省の見解を踏まえ、感染症のまん延等により「出頭」が困難な場合は、「会議」(委員会)としては位置づけず、調査活動の一環として、例えば、「有識者等からの聴き取り調査」等として実施することを各委員会で判断いただく。

また、法に基づく「会議」(委員会)ではないことから、公式な委員会活動ではあるが、委員の費用弁償の対象外となる。

- (2) 各会派の合意が形成されれば、三重県議会として、法に基づく正式なオンラインによる参考人招致を可能とすることを求める意見書提出の準備を進める。



## 三重県議会委員会条例の一部改正（素案）

## （招集）

第13条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して委員会招集の請求があったときは、委員長は、速やかに委員会を招集しなければならない。
- 3 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ議長に通知しなければならない。

## （定足数）

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

## （出席の特例）

第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

- 2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 3 第1項の規定により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

## （表決）

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

## （除斥）

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

## （記録）

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

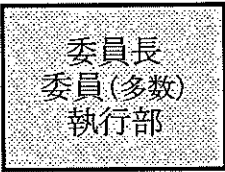
- 2 前項の記録は、議長が保管する。

※ 一部改正部分を四角囲みするとともに、適用する条文ほか関係する条文を抜粋。

○映像及び音声の送受信(オンライン)を活用した場合に想定される委員会の形態

ケースⅠ：委員会室に委員長、多数委員、執行部 オンラインで少数委員【委員会室で定足数満たす】

委員会室

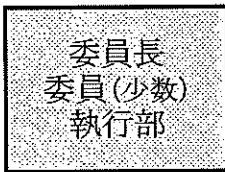


委員(オンライン)少数



ケースⅡ：委員会室に委員長、少数委員、執行部 オンラインで多数委員【委員会室+オンラインで定足数満たす】

委員会室

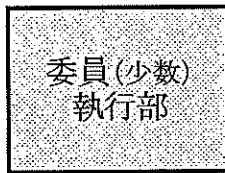


委員(オンライン)多数

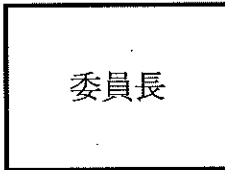


ケースⅢ：委員会室に少数委員、執行部 オンラインで委員長、多数委員【委員会室+オンラインで定足数満たす】

委員会室



委員長(オンライン)

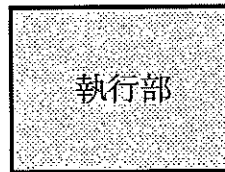


委員(オンライン)多数



ケースⅣ：委員会室に執行部 オンラインで委員長、全委員【オンラインのみで定足数を満たす】

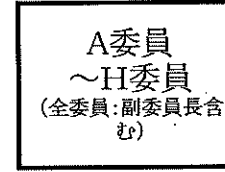
委員会室



委員長(オンライン)



委員(オンライン)全員

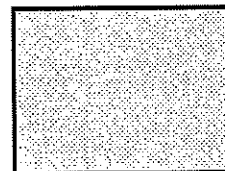


〔委員会条例改正素案では、ケースⅣまでをカバーする。〕

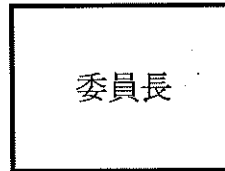


ケースⅤ：委員会室に不在 オンラインで委員長、全委員、執行部【オンラインのみで定足数満たす】

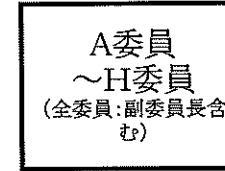
委員会室



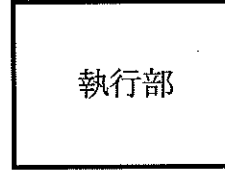
委員長(オンライン)



委員(オンライン)全員



執行部(オンライン)



※委員会条例で関係する条文(抜粋)

第18条(委員会の公開) 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。(オンラインの対象内)

第26条の2(参考人) 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。(オンラインの対象外)

平成20年9月2日  
代表者会議了承

## 費用弁償の対象とする会議について

## 1 支給根拠…三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第6条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合にあっては、その費用の弁償として旅費を支給する。

## 2 費用弁償の対象とする会議

地方自治法の改正により、法第100条第12項で「会議規則に定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」と規定された。これにより、「代表者会議」、「全員協議会」、「議案聴取会」、「委員長会議」、「広聴広報会議」を三重県議会会議規則上に位置づけを行ったことにより、費用弁償の対象とする会議は下表のとおりとなる。

&lt; 平成31年3月18日現在 &gt;

	会議等設置根拠			備 考
	地方自治法	会議規則	条例	
本会議	○			} 地方自治法に規定されている。
常任委員会	○			
議会運営委員会	○			
特別委員会	○			
代表者会議		○		} 地方自治法に規定されている「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として、三重県議会会議規則に規定されている。
全員協議会		○		
議案聴取会		○		
委員長会議		○		
広聴広報会議		○	○	
各派世話人会※H23.3.29規則改正		○		
災害対策会議※H31.3.18規則改正		○		
基本条例第14条の検討会			○	議会基本条例に規定されている 例：道州制・地方財政制度調査検討会

## &lt;費用弁償の対象についての考え方&gt;

地方自治法・会議規則・条例に規定されている会議に出席する場合等を、費用弁償の対象としている。

なお、議会改革推進会議については、議会基本条例に規定されているが、議会の自主的な会議であるため、原則として費用弁償の対象とはしないものとする。

※平成20年9月2日代表者会議で了承された後、平成23年3月29日に各派世話人会、平成31年3月18日に災害対策会議が「協議又は調整を行うための場」として規定された。



## 請願者本人による所管委員会での説明手続について

令和3年11月、正副議長と少数会派との懇談会において、山本里香議員から提案された請願者本人による所管委員会での説明制度の創設について検討したところ、その結果は下記のとおりです。

## 1 本県の状況

- ① 委員会における請願の内容の説明は、必要があれば紹介議員が行う（三重県議会会議規則第70条）
- ② 地方自治法では、委員会において委員以外の者の意見を聴く手続きは、参考人が規定されている。請願者本人による説明の必要があると委員会が認めるときは、参考人として出頭を求めることができる（地方自治法第109条第5項で準用する第115条の2第2項）
- ③ 委員会の招集は委員長の権限だが、半数以上の委員により招集を請求できる（三重県議会委員会条例第13条）

## 2 四日市市議会における請願趣旨の聴取制度

- ① 議会基本条例において、委員会での請願審査に当たっての、紹介議員又は請願者からの意見聴取について定めている（四日市市議会基本条例第26条）
- ② 請願者が、委員会に出席して請願趣旨の説明又は意見陳述をしようとする場合は、請願書の提出時に文書で申し出る。請願者は委員会の許可を受けて出席する（四日市市議会基本条例運用規程第13条第1・2号）

## 3 検討

四日市市議会の委員会審査における請願者からの請願趣旨の聴取は、四日市市議会基本条例で創設された制度である。これは、同条例の基本方針の1つである市民参加の推進の実現のため、特に定められたようである。

地方自治法に基づく参考人の意見聴取との異同は明らかでないが、請願者が申し出れば必ず意見陳述ができるものではないこと（請願書で理解できるとの理由で委員会が許可しなかった例もある。）を考えると、地方自治法に基づく参考人制度でカバーできると考えられる。

## 4 対応方針（案）

現行制度を前提とし、参考人として請願者から説明を聴こうとする場合は、次のような手続で処理する。

- ① 委員会において、請願者本人による説明が必要と考える紹介議員は、請願が委員会に付託された日に正副委員長に申し出る。委員長は、請願者本人から聴く必要があるかどうか委員会に諮る必要があると認めるときは、委員会を招集する。
- ② 委員会では、参考人として請願者から説明を聴く必要があるか否か決定する。

	本県の状況	四日市市における請願趣旨の聴取制度
<p>請願の説明の根拠規定</p>	<p>三重県議会会議規則 &lt;第9章 請願&gt; (紹介議員の委員会出席) 第70条 委員会は、審査のため必要があるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 紹介議員は、前項の求めがあつたときは、これに応じなければならない。</p>	<p>四日市市議会基本条例 &lt;第5章 市民参加の推進&gt; (請願趣旨の聴取) 第26条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するため、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。</p>
<p>請願者の説明に関係する手続規定</p>	<p>地方自治法 〔公聴会及び参考人の出頭〕 第115条の2 (第1項 略) ② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕 第109条 (第1～4項 略) ⑤ 第115条の2の規定は、委員会について準用する。 三重県議会委員会条例 (招集) 第13条 委員会は、委員長が招集する。 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して委員会招集の請求があつたときは、委員長は、速やかに委員会を招集しなければならない。</p>	<p>四日市市議会基本条例運用規程 (請願趣旨の聴取) 第13条 条例第26条に規定する請願趣旨の聴取に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 請願者が、委員会に出席し、請願趣旨の説明又は意見陳述をしようとする場合は、請願書を提出するときに、文書にて議長に申し出るものとする。ただし、請願の審査期限が延長された場合又は継続審査となった場合には、請願者は、新たに又は再度、委員会への出席を申し出ることができる。 (2) 委員会が請願者の出席を許可した場合、議長は請願者による日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。 (3) 紹介議員が、委員会に出席し、請願趣旨の説明又は意見陳述をしようとする場合は、文書にて当該請願書の審査を行う委員会に申し出なければならない。 (4) 委員会は、委員会の要求により紹介議員を委員会に出席させる場合は、紹介議員にその日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。 (5) 請願者が委員会に出席し意見陳述、趣旨説明する場合には、委員から質疑を行うことができる。</p>